

## 労働安全衛生総合研究所節電実行計画

平成23年6月30日  
労働安全衛生総合研究所

### 1 基本的方針

労働安全衛生総合研究所は、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）、「厚生労働省節電実行計画」（平成23年6月7日策定）等に基づき、実効ある節電対策を講じることにより、平成23年夏期のピーク時間帯（7月から9月までの平日における9時から20時までの時間帯。以下同じ。）における最大使用電力の抑制について積極的に取り組む。

### 2 節電目標

下記3の節電対策を講じることにより、平成23年夏期のピーク時間帯における使用電力を、昨年の夏期の最高使用電力に比べ、清瀬地区、登戸地区においてそれぞれ、30%減、25%減に抑制することを目標とする。

### 3 節電対策の概要

平成23年夏期のピーク時間帯については、次の節電対策を講じることとする。

#### (1) 施設設備の稼働停止

試験研究設備を用いた研究については、研究計画を変更することにより、原則として、平成23年夏期のピーク時間帯には実施せず、他の時期又は時間帯に実施する。

#### (2) 施設の閉鎖

昨年の電力使用実績が多い8月に、夏季休暇の一斉取得等を行うことにより、当研究所を1週間（8月20日（土）から8月26日（金）まで）閉鎖する。また、これに加え、輪番制により1週間ずつ実験棟、研究のグループ等の単位で実験施設を閉鎖する。

#### (3) 会議等の開催時期の変更

夏期に予定されていた行事については、夏期以外の時期に変更する。また、所内の会議等については、できるだけ午前中に開催する。

#### (4) 勤務等の変更

- ① 業務の効率化等を推進することにより、超過勤務時間の縮減を図る。

- ② ピーク時間帯の勤務時間の削減を図るため、早出勤務の促進を図る。
  - ③ スーパークールビズを含めた軽装の励行を図る。
- (5) 実験棟等における電力使用の抑制
- ① エレベーターは、重量物を運搬する等やむを得ない場合を除き停止する。
  - ② 冷房及び空調については、建物単位及び研究室単位での使用をできるだけ抑制する。
  - ③ 窓にブラインド及び遮光シート（遮熱フィルム）を併用すること等により、個別の冷房及び空調を極力抑制する。
  - ④ 昼間における廊下、エレベーターホール、トイレ等は、全面消灯する。
  - ⑤ パソコンについては、すべて省電力モードに変更するとともに、ディスプレイの輝度を低減する。
  - ⑥ コピー機及びプリンターについては、各室1台以下に稼働台数を制限する。
  - ⑦ 研究用のディープフリーザー等については、保存中の生体試料をできるだけ省電力タイプのものに移し、その集約化を図る。
  - ⑧ 電気ポット、コーヒーメーカー、電子レンジ等の電源を切り、その使用を停止する。
  - ⑨ 暖房便座及び温水洗浄便座の電源を切り、その使用を停止する。
  - ⑩ その他使用しない電気機器については、コンセントを抜き、待機電力の削減を図る。